

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第160号～議案第167号)

令和6年第4回(12月)川口市議会定例会

令和6年第4回（12月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第160号参考資料	川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第161号参考資料	川口市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	4
議案第162号参考資料	川口市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	6
議案第163号参考資料	川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表…	7
議案第164号参考資料	川口市霊園設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	9
議案第165号参考資料	川口市都市計画法関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	10
議案第166号参考資料	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表……………	15
議案第167号参考資料	川口市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	20

議案第160号参考資料

川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第68号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>12・13（略）</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p>	<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>12・13（略）</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u> <u>日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p>

15～17 (略)

附 則

1～4 (略)

5 昭和60年3月31日に日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（同法第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

6～15 (略)

16 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第15条第10項及び第16項の規定の適用については、同条第10項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「認めたもの」とあるのは「認めたもの又は雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当である

15～17 (略)

附 則

1～4 (略)

5 昭和60年3月31日に日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社_____の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

6～15 (略)

16 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第15条第10項及び第16項の規定の適用については、同条第10項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「認めたもの」とあるのは「認めたもの又は雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当である

と認めたもの」と、同条第16項中「及び前項」とあるのは「、前項及び附則第16項の規定により読み替えて適用する第10項」とする。

17～25 (略)

と認めたもの」と、同条第16項中「及び前項」とあるのは「、前項及び附則第16項の規定により読み替えて適用する第10項」とする。

17～25 (略)

議案第161号参考資料

川口市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市税条例（昭和29年条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（市民税の申告） 第36条の2 （略） 2～8 （略）</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）<u>、当該該当することとなった日</u>その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（事業所税の申告納付） 第143条 （略） 2・3 （略）</p> <p>4 市内において事業所等を設けて事業を行う法人又は個人で各事業年度又は各個人に係る課税期間について納付すべき事業所税額のないもののうち規則で定めるものは、法人にあつては各事業年度終了の日から2月以内に、個人にあつてはその年の翌年3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下事業所税につい</p>	<p>（市民税の申告） 第36条の2 （略） 2～8 （略）</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）<u>、当該該当することとなった日</u>その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（事業所税の申告納付） 第143条 （略） 2・3 （略）</p> <p>4 市内において事業所等を設けて事業を行う法人又は個人で各事業年度又は各個人に係る課税期間について納付すべき事業所税額のないもののうち規則で定めるものは、法人にあつては各事業年度終了の日から2月以内に、個人にあつてはその年の翌年3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下事業所税につい</p>

て同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2～15 (略)

16 法附則第15条第41項第1号に掲げる施設について同項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

17 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18・19 (略)

(読替規定)

第23条の2 法附則第15条第1項、第13項から第15項まで、第24項、第34項、第38項若しくは第42項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

て同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2～15 (略)

16・17 (略)

(読替規定)

第23条の2 法附則第15条第1項、第13項から第15項まで、第24項、第34項若しくは第38項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

議案第162号参考資料

川口市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市犯罪被害者等支援条例（令和元年条例第48号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（見舞金の支給）</u> <u>第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。</u> <u>2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>第9条～第12条 （略）</u></p>	<p>第8条～第11条 （略）</p>

議案第163号参考資料

川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第57号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p><u>第3章 社会事業授産施設（第40条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第41条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章（略）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき授産施設（同法第2条第2項第7号に規定する授産施設であって、法の適用を受けないものに限る。<u>以下</u>「社会事業授産施設」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（生活指導等）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p><u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援のための計画（以下「個別支援計画」という。）を作成しなければならない。</u></p> <p>（生活指導等）</p> <p>第24条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p><u>第3章 社会事業授産施設（第40条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章（略）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき授産施設（同法第2条第2項第7号に規定する授産施設であって、法の適用を受けないものに限る。<u>第3章において</u>「社会事業授産施設」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（生活指導等）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（生活指導等）</p> <p>第24条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健</p>

全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第19条（第2項及び第6項を除く。）の規定を準用する。

（作業指導）

第25条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の個別支援計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 （略）

第4章 雑則

（電磁的記録）

第41条 保護施設及び社会事業授産施設並びにその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第19条（第2項______を除く。）の規定を準用する。

（作業指導）

第25条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 （略）

議案第164号参考資料

川口市霊園設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市霊園設置及び管理条例（昭和41年条例第13号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行									
<p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p><u>（納骨壇の使用料の特例）</u></p> <p>3 <u>当分の間、別表の2納骨堂使用料の(1) 納骨壇の表は、次のとおり読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(1) 納骨壇</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常保管</td> <td>焼骨1体につき3年</td> <td><u>9, 3 5 0円</u></td> </tr> <tr> <td>短期保管</td> <td>焼骨1体につき1年</td> <td><u>2, 7 5 0円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使 用 料	通常保管	焼骨1体につき3年	<u>9, 3 5 0円</u>	短期保管	焼骨1体につき1年	<u>2, 7 5 0円</u>	<p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p>
区 分	単 位	使 用 料								
通常保管	焼骨1体につき3年	<u>9, 3 5 0円</u>								
短期保管	焼骨1体につき1年	<u>2, 7 5 0円</u>								

	同	<u>27,000円</u>
(ウ) 同		
	<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。</u>	
	同	<u>39,000円</u>
(エ) 同		
	<u>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき。</u>	
	同	<u>57,000円</u>
(オ) 同		
	<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。</u>	
	同	<u>72,000円</u>
(カ) 同		
	<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき。</u>	
	同	<u>96,000円</u>
(キ) 同		
	<u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき。</u>	
	同	<u>150,000円</u>
(ク) 同		
	<u>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき。</u>	
	同	<u>230,000円</u>
(ケ) 同		
	<u>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき。</u>	
	同	<u>370,000円</u>
(コ) 同		
	<u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき。</u>	
	同	<u>530,000円</u>
(カ) 同		
	<u>100,000平方メートルを超えるとき。</u>	
	同	<u>690,000円</u>

イ 土石の堆積に関する工事の場合

(ア) 土石の堆積をする土地の面積が

<u>500平方メートル以内のとき。</u>	<u>1件につき</u>	<u>11,000円</u>
(イ) 同		
<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき。</u>	<u>同</u>	<u>13,000円</u>
(ウ) 同		
<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。</u>	<u>同</u>	<u>16,000円</u>
(エ) 同		
<u>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき。</u>	<u>同</u>	<u>19,000円</u>
(オ) 同		
<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。</u>	<u>同</u>	<u>28,000円</u>
(カ) 同		
<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき。</u>	<u>同</u>	<u>31,000円</u>
(キ) 同		
<u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき。</u>	<u>同</u>	<u>38,000円</u>
(ク) 同		
<u>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき。</u>	<u>同</u>	<u>52,000円</u>
(ケ) 同		
<u>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき。</u>	<u>同</u>	<u>72,000円</u>
(コ) 同		
<u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき。</u>	<u>同</u>	<u>100,000円</u>
(カ) 同		
<u>100,000平方メートルを超えるとき。</u>		

同 130,000円

(2) 法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更許可申請手数料

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が690,000円を超えるときは、その手数料の額は、690,000円とする。

(ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（(イ)のみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ前号アに規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな切土又は盛土をする土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ前号アに規定する額

(ウ) その他の変更については、10,000円

イ 土石の堆積に関する工事の場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が130,000円を超えるときは、その手数料の額は、130,000円とする。

(ア) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（(イ)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ前号イに規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな土石の堆積をする土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ前号イに規定する額

(ウ) その他の変更については、10,000円

(3) 省令第88条の規定に基づく法第12条第1項又は第16条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付手数料 1件につき 6,000円

第4条～第7条 (略)

第3条～第6条 (略)

議案第166号参考資料

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

○ 川口市中高層建築物の建築に係る事前公開等の手続及び紛争の調整に関する条例（平成11年条例第31号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手続の完了等） 第15条（略） 2 建築主は、前項の通知を、法第6条第1項若しくは <u>第6条の2第1項の規定</u> による確認の申請又は法第18条第2項若しくは <u>第4項</u>に規定する通知をする前までに受けなければならない。</p>	<p>（手続の完了等） 第15条（略） 2 建築主は、前項の通知を、法第6条第1項若しくは <u>法第6条の2第1項の規定</u> による確認の申請又は法第18条第2項 _____ に規定する通知をする前までに受けなければならない。</p>

○ 川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（建築基準法に基づく建築主事への申請等に係る手数料の額等）</p> <p>第2条 建築基準法（以下この条及び次条において「法」という。）に基づき本市の建築主事に確認、検査若しくは認定の申請又は計画の通知若しくは検査の通知をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) ～(4) （略）</p> <p>(5) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は<u>法第18条第21項</u>の規定に基づく建築物に関する通知に対する完了検査手数料（次号及び第7号に規定するものを除く。） 1件につき 別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）の欄に定める額</p> <p>(6) 法第7条第1項の規定に基づく法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む完了検査申請手数料又は<u>法第18条第21項</u>の規定に基づく<u>同条第30項</u>の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む完了検査手数料（次号に規定するものを除く。） 1件につき 別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（エ）の欄に定める額</p> <p>(7) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は<u>法第18条第21項</u>の規定に基づく建築物に関する通知に対する完了検査手数料（当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるもの）</p> <p>ア 法第7条の3第5項又は<u>第18条第30項</u>の規定による中間検査合格証（以下この号において「合格証」という。）の交付を受けた場合 前号の額に、昇降機1基ごとに、17,000円（小荷物専用昇降機については10,000円）を加算した額</p>	<p>（建築基準法に基づく建築主事への申請等に係る手数料の額等）</p> <p>第2条 建築基準法（以下この条及び次条において「法」という。）に基づき本市の建築主事に確認、検査若しくは認定の申請又は計画の通知若しくは検査の通知をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) ～(4) （略）</p> <p>(5) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は<u>法第18条第17項</u>の規定に基づく建築物に関する通知に対する完了検査手数料（次号及び第7号に規定するものを除く。） 1件につき 別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）の欄に定める額</p> <p>(6) 法第7条第1項の規定に基づく法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む完了検査申請手数料又は<u>法第18条第17項</u>の規定に基づく<u>法第18条第21項</u>の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む完了検査手数料（次号に規定するものを除く。） 1件につき 別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（エ）の欄に定める額</p> <p>(7) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は<u>法第18条第17項</u>の規定に基づく建築物に関する通知に対する完了検査手数料（当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるもの）</p> <p>ア 法第7条の3第5項又は<u>法第18条第21項</u>の規定による中間検査合格証（以下この号において「合格証」という。）の交付を受けた場合 前号の額に、昇降機1基ごとに、17,000円（小荷物専用昇降機については10,000円）を加算した額</p>

イ (略)

(8) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請手数料又は法第87条の4において準用する法第18条第21項の規定に基づく建築設備に関する通知に対する完了検査手数料

ア・イ (略)

(9) 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請手数料又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第21項の規定に基づく工作物に関する通知に対する完了検査手数料 1の工作物につき 12,000円

(10) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料又は法第18条第29項の規定に基づく中間検査手数料 1件につき 別表第1(ア)の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(オ)の欄に定める額

(11) 法第7条の6第1項第2号又は第18条第38項第2号 (法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 1件につき 120,000円

2・3 (略)

4 第1項第10号の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもの以外の工程の場合 指定された工程の階までの床があるものとみなした各階の床面積の合計 (既に法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定による中間検査を行った部分の床面積を除く。)

(建築基準法に基づく市長への申請に係る手数料の額等)

第3条 法に基づき市長に許可、認定等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第7条の6第1項第1号又は第18条第38項第1号 (法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 1

イ (略)

(8) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請手数料又は法第87条の4において準用する法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する通知に対する完了検査手数料

ア・イ (略)

(9) 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請手数料又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する通知に対する完了検査手数料 1の工作物につき 12,000円

(10) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料又は法第18条第20項の規定に基づく中間検査手数料 1件につき 別表第1(ア)の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(オ)の欄に定める額

(11) 法第7条の6第1項第2号又は法第18条第24項第2号 (法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 1件につき 120,000円

2・3 (略)

4 第1項第10号の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもの以外の工程の場合 指定された工程の階までの床があるものとみなした各階の床面積の合計 (既に法第7条の3第4項又は法第18条第20項の規定による中間検査を行った部分の床面積を除く。)

(建築基準法に基づく市長への申請に係る手数料の額等)

第3条 法に基づき市長に許可、認定等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号 (法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 1

件につき 120,000円
(2)～(49) (略)

件につき 120,000円
(2)～(49) (略)

○ 川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例（令和5年条例第30号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事前協議）</p> <p>第6条 建築主は、次に掲げる行為を行う場合において、その計画に係る建築物（法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物の敷地が後退用地（市が所有するものを除く。以下この条において同じ。）に接し、又は後退用地を含むときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に狭あい道路の拡幅に関する協議を申し入れなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条第2項及び第4項（これらの規定を法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>（事前協議）</p> <p>第6条 建築主は、次に掲げる行為を行う場合において、その計画に係る建築物（法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物の敷地が後退用地（市が所有するものを除く。以下この条において同じ。）に接し、又は後退用地を含むときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に狭あい道路の拡幅に関する協議を申し入れなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条第2項（<u>法</u>第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知</p> <p>2～4 (略)</p>

議案第167号参考資料

川口市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市下水道条例（昭和47年条例第27号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定排水設備工事店）</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。以下同じ。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。<u>ただし、法令に定めがある場合その他管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>（指定等の要件）</p> <p>第6条の2 指定工事店の指定又は指定の更新を受けるには、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 営業所ごとに、埼玉県内の市町村（一部事務組合を含む。第6条の18において同じ。）に登録をしている排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）<u>を選任している</u> こと。<u>ただし、埼玉県内の他の営業所の責任技術者を兼任することを妨げない。</u></p> <p>(2) ・(3) （略）</p> <p>（変更等の届出）</p> <p>第6条の19 責任技術者（本市において登録をしている者に限る。次条及び第6条の21において同じ。）は、住所、氏名又は<u>所属する</u>指定工事店を変更したときは、その旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>（事務連絡会）</p> <p>第6条の22 （略）</p> <p>2 指定工事店又は指定工事店に<u>所属する</u>責任技術者は、前項に規定する事務連絡</p>	<p>（指定排水設備工事店）</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。以下同じ。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（指定等の要件）</p> <p>第6条の2 指定工事店の指定又は指定の更新を受けるには、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 営業所ごとに、埼玉県内の市町村（一部事務組合を含む。第6条の18において同じ。）に登録をしている排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）<u>が1人以上専属している</u>こと。</p> <p>(2) ・(3) （略）</p> <p>（変更等の届出）</p> <p>第6条の19 責任技術者（本市において登録をしている者に限る。次条及び第6条の21において同じ。）は、住所、氏名又は<u>専属する</u>指定工事店を変更したときは、その旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>（事務連絡会）</p> <p>第6条の22 （略）</p> <p>2 指定工事店又は指定工事店に<u>専属する</u>責任技術者は、前項に規定する事務連絡</p>

会に出席しなければならない。

第8条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水並びに法第12条の2第1項及び第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下この条において同じ。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 _____ 当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) ～(9) (略)

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道 （次項において「流域関連公共下水道」という。））である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び 大腸菌数 を除く。） 当該排水基準に係る数値

2・3 (略)

会に出席しなければならない。

第8条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水並びに法第12条の2第1項及び第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下この条において同じ。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ 当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) ～(9) (略)

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道 _____ である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び 大腸菌群数 を除く。） 当該排水基準に係る数値

2・3 (略)